

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

### 2 目黒区職員措置請求書の提出

令和5年3月14日

### 3 請求の内容

請求人が提出した目黒区職員措置請求書（別添）による請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

#### (1) 主張の要旨

ア 常時、未徴収の国民健康保険料（一般）に対して延滞金を課す行為自体を一律怠っている。

イ 区は、目黒区国民健康保険条例第22条及び目黒区国民健康保険に関する規則第21条に違反し、延滞金を賦課・徴収しておらず、金銭的に実損害を被っている。

#### (2) 措置請求

区長、副区長、区の職員（区民生活部長、滞納対策課長、国保年金課長）が補填することの検討を含め、怠る事実によって区の被った損害を補填するために必要な措置をとること。再発防止を目的に、責任の所在の明確化と法令遵守の強化を行うこと。行政の透明性確保及び再発防止を目的に、本件の発生理由・経緯の調査及び調査結果の公表を行うこと。公表については、区民に対して十分な説明責任を果たすうえで必要な方法をとること。

#### (3) 事実証明書

ア 事実証明書1 目黒区国民健康保険条例

イ 事実証明書2 目黒区国民健康保険に関する規則

ウ 事実証明書3 令和2年度、令和3年度特別会計決算書（抜粋：不納欠損、  
収納未済額、延滞金）

### 4 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件監査請求に関わる監査対象事項については、「目黒区職員措置請求書」に「常時、未徴収の国民健康保険料（一般）に対して延滞金を課す行為自体を一律怠っていること」とあり、また、事実証明書3では、令和2年度及び3年度の目黒区国民健康保険特別会計歳入歳出決算書のうち、不納欠損額、収入未済額及び延滞金に係る部分のページが抜粋され、添付されていることなど、「目黒区職員措置請求書」に記載されている内容及び請求人の陳述等を勘案し、令和2年度及び3年度の国民健康保険料（一般）の延滞金徴収事務を監査対象とし、次の点を確認する。

- (1) 国民健康保険料（一般）（以下「保険料」という。）の滞納に伴う延滞金及び収入未済を防ぐために制度上のとりうる対策について
- (2) 保険料の現年度賦課分と滞納繰越分に係る収納状況について
- (3) 保険料の滞納対策の状況、延滞金の取扱い等に関する他自治体の状況について
- (4) 滞納に伴う各種の方策の実施状況について
- (5) 延滞金の想定金額と収入未済額全体との関係について
- (6) 関係規定である条例と規則に係る運用について
- (7) 今後の見直しについて

### 2 監査対象部局

区民生活部を監査の対象部局とし、関係書類の提出を求め調査を行うとともに、令和5年4月7日に説明聴取を実施した。

### 3 陳述及び新たな証拠の提出

令和5年3月29日、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出と陳述の機会を設けた。その際、請求人は請求の趣旨の補足説明を行った。

### 4 監査対象部局の説明（概要）

監査対象部局である区民生活部の本件監査請求に関する説明の概要は、次のとおりである。

#### (1) 弁明の趣旨

国民健康保険は社会保険の一つとされており、被保険者が拠出する保険料を主な財源として、地域医療の確保と住民の健康の保持増進のために必要な給付を行う、相扶共済の制度である。このことを踏まえ、区は保険料本体の収納に注力し

ており、被保険者に対し、この制度の趣旨への理解を求めるとともに、保険料の納付を促している。

国民健康保険料（以下「国保料」という。）を納期限内に納付されずに滞納となった場合には、滞納対策課及び国保年金課では滞納者の納付相談に応じ、一方では、滞納債権の早期解消に向けた差押えなどの強制徴収の取組を行うことで、被保険者の保険給付に係る制約の要件を減少させ、健康保持に資するものになっている。つまり、納付の利便性向上による期限内納付の向上をはじめ、滞納になった場合の早期解消に向けた納付相談や強制徴収を含めた取組が被保険者にとっての有効策であり、滞納の期間が限りなく少なくなれば、保険給付の制約などなく健康確保がなされることと認識している。

保険料の滞納が続いた場合、法令に基づいて行うことがある対策としては、一つには、短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付、二つには、国民健康保険限度額適用認定証の不交付、三つには、保険給付の一時差止めがある。なお、本区では、65歳以上の高齢者については、慢性的な疾患や通院が想定されることから、資格証及び短期証の発行の除外対象としている。

23区では、国保料の延滞金を不徴収としてきた沿革もあり、本区も同様であったが、国民健康保険制度の変更や各区のシステム更改等の時期をとらえて延滞金の徴収を行う区が増えているのは認識している。しかし、こうした沿革の延長だけの理由で徴収していないのではなく、滞納の税及び保険料に係る一元管理による収入未済債権の解消に取り組む過程で、未納者の財産や収入等の経済状況は把握しており、未納保険料に係る本体保険料の納付がどのような状況の中でなされているかを積極的に確認しながら、その延滞金について徴収していないことの確認は行っているものと考えている。

さらに、滞納繰越額を未納者1人当たりで平均した金額をもとに、仮に滞納期間を1年間と想定して延滞金の計算を行ったところ、本体の滞納保険料の1割にも満たない例も一定あると想定され、こうした本体債権との比較衡量も踏まえながら、延滞金を徴収していない。

納付の入り口から収納上の工夫をはじめ、納付相談、強制徴収を含む収入未済縮減の取組に努めており、このことが、保険給付の制約にもつながらない取組にもなり、こうした取組の最終過程にあるところの、保険料の滞納に伴う延滞金の徴収に係る判断も行ってきたものと考えていることから、一律に延滞金の徴収を怠ってきたというものではなく、収入率の高さを見れば、総合的に保険料収入の確保が図れており、区に損害が生じているものではない。

一方、延滞金の徴収や減免に関して定めた区の条例及び規則については、個々の判断によるものであること、減免の手続きも同様であることから、手続き等に

要する人的配置や滞納管理等に係るシステムの環境整備等に係る費用を含めた上での見直し策の考慮は必要である。

税と国保料の滞納債権の解消の方策に関しては、組織的な一元化のもとで、保険料に係る延滞金までの納付能力があると判断できる例も考えられる。いずれにせよ、かかる費用と徴収額との比較衡量は、徴収金の先取特権での保険料の順位を含めて、必要である。

## (2) 弁明の理由

ア 国民健康保険料（以下「保険料」という。）の滞納に伴う延滞金及び保険料に係る収入未済を防ぐために制度上のとりうる対策について

「令和4年度版 国民健康保険事業の概要（令和3年度実績）」（令和4年9月、目黒区発行）に記載のとおり、目黒区の国民健康保険事業は、昭和34年12月の制度発足以来、地域の医療保険の中核を担う制度として、区民の方々の健康保持と医療の確保に寄与してきたこと、また、平成30年4月1日からは、国民皆保険を堅持しつつ、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保の運営を担うという、新たな国保制度が実施され、区市町村では、引き続き保険料の賦課・徴収、資格管理、保険給付など、きめ細かなサービスを行っている。

保険料の滞納に関しては、「国保のしおり（令和4年度版）」（令和4年3月、目黒区発行）（以下「しおり」という。）に記載のとおり、保険料を納期限内に納められなかった場合、督促や催告を行うほか、電話や訪問を行うことがあること、また、納期限の翌日から遅延した日数に応じて、延滞金が発生し、納期限後の期間に応じた割合を実際の数字で示して明記している。さらに、資力があるにもかかわらず保険料を滞納すると、財産を差押え、換価等により滞納保険料に充てることがある。

保険料の滞納が続いた場合、法令に基づいて行うことがある対策をしおりで明記している。一つには、短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付である。一般の被保険者証よりも有効期限の短い短期被保険者証（短期証）の交付となり、さらに滞納が続いている場合、被保険者証に代えて、被保険者資格証明書（資格証明書）の交付となる。この資格証明書は、医療機関等に受診するときの医療費が全額自己負担になり、その後、医療費のうち保険者負担分は区へ申請することで支給されるが、3か月を要する場合がある。ただし、本区においては、65歳以上の高齢者については、慢性的な疾患や通院が想定されることから、資格証明書及び短期証の発行の除外対象としている。二つには、国民健康保険限度額適用認定証の不交付である。この認定証は、入院等する際に、医

療機関窓口に提示するものであり、一つの医療機関での外来や入院で、1か月当たりの医療費の一部負担金の支払いが、自己負担限度額までとなるものである。三つには、保険給付の一時差止めで、特別療養費等保険給付の請求について、全部又は一部を一時的に差止めることがある。また、差止めた給付金を滞納保険料に充てることがあるというものである。

保険料の場合、納期限までに納付がなされず滞納となった場合には、所管課では滞納者の納付相談に応じ、その一方では、滞納債権の早期解消に向けた取組を行うことで、被保険者の保険給付に係る制約の要件を減少させ、健康保持に資するものになっている。

昭和34年3月23日付け東京都民生局長通知により「特別区国民健康保険条例準則等について」が示され、そのもとで目黒区国民健康保険条例を制定し、延滞金の規定を含んでいたこと、その後、昭和40年2月6日付け東京都民生局長通知により「特別区国民健康保険条例の一部改正等について」の中で延滞金の減免規定を設けることが示され、区も改正を行っている。

平成30年度には、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保の運営を担うという、新たな国保制度が実施された。

23区においては、国民健康保険制度の改正がなされた平成30年度や、個々の区の保険料システムの更改などを契機として、保険料の滞納に伴う延滞金徴収に転換する区があった。本区では、調査研究はしてきていたものの、令和2年から生じた新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減が生じた被保険者への保険料の減免等に優先対応することに注力してきた。また、被保険者の経済状況等に基づく対応を様々行いながら、収入未済縮減の取組にも努めてきている。

国民健康保険は社会保険の一つとされており、被保険者が拠出する保険料を主な財源として、地域医療の確保と住民の健康の保持増進のために必要な給付を行う、相扶共済の制度である。このことを踏まえ、区は保険料本体の収納に注力しており、被保険者に対し、この制度の趣旨への理解を求めるとともに、保険料の納付を促している。

#### イ 区における保険料の現年度賦課分と滞納繰越分に係る収納状況

- ・ 現年度賦課分（以下「現年度分」という。）に係る調定及び収入等の概況

	調定額（円）	収入済額（円）	収納率（％）
令和2年度	8,229,721,177	7,581,111,305	91.78
令和3年度	8,157,840,318	7,654,683,280	93.46

※ 令和2年度収納率は、23区平均よりも3ポイントほど高い。

※ 令和3年度収納率は、23区平均よりも3.3ポイントほど高い。

・滞納繰越分に係る調定及び収入等の概況

	調定額 (円)	収入済額 (円)	収納率 (%)
令和2年度	1,612,503,037	709,696,838	43.85
令和3年度	1,248,270,957	573,994,317	45.73

※ 令和2年度収納率は、23区平均よりも17.2ポイントほど高い。

※ 令和3年度収納率は、23区平均よりも18ポイントほど高い。

現年度分及び滞納繰越分の収納状況は、23区の中でも上位に属するものであり、これは、保険料の納付の利便性向上を図るために実施している口座振替の推進、コンビニエンスストア、また、クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォンアプリの活用など、キャッシュレスでの納付を可能にすること、さらに、滞納対策の一元化による組織的な取組として、納付相談はもとより、財産調査や差押え等の強制徴収を積極的に行い、税と保険料に係る滞納債権の回収を図っていることの成果であると考えられる。

・納付方法別収納状況（現年度分、滞納繰越分合計）

	コンビニ等 (件) (構成比%)	口座振替 (件) (構成比%)	クレジットカード (件) (構成比%)
令和2年度	122,313 (28.89)	135,776 (41.30)	4,179 (1.98)
令和3年度	118,372 (28.53)	131,189 (41.49)	4,536 (2.28)

※ 令和3年12月開始の電子マネー収納はコンビニ等に含まれる。

※ 納付方法は、ほかに区窓口等、金融機関、特別徴収（年金引落とし）がある。

もとより、滞納対策の主目的は、納期限内納付が進むことであり、その上で、納期限後の納付となる場合でも、計画的に納付するよう促していく。本区でも、これらに尽力した成果が、23区の中でも上位に属する収納率の位置に表れているものと認識している。

例えば、令和3年度の収入未済額が現年度分と滞納繰越分を合わせて、1,177,433,678円であるが、調定額と比較すると、12.5%程度となる。こうした、本体保険料に係る1割超の収入未済の解消に注力していることは、とりうる判断であるとする。

ウ 保険料の収納率、滞納の状況、滞納対策の状況、延滞金の取扱い等に関する他自治体の状況

上記イにおいて、保険料の収納率、滞納の状況については、収入未済額が調

定額に占める割合を含めて示したところである。その上で、滞納債権となった場合に、滞納対策として実施した強制徴収の件数について対策の実施状況を示すと、令和3年度で、差押えを1,662件、令和2年度で、差押えを616件実施した。こうした対策を実施しながら、収入未済縮減に努めている。

保険料の徴収等に係る23区の沿革としては、上記アで記載のとおりである。こうした沿革などを背景とした延滞金の徴収に係る姿勢もあったが、滞納債権になる期間を縮減することが結果として本体保険料の確保に資することから、税と一体的に徴収を行うことで本体保険料の収納率向上にも注力しており、対策をせずして、延滞金の徴収を怠ってきたというものではない。

#### エ 滞納に伴う各種の方策の実施状況

	短期被保険者証（世帯）	被保険者資格証明書（世帯）	保険給付一時差止め（件）
令和2年度	276	276	65
令和3年度	537	144	59

滞納が生じた場合の延滞金の徴収については、昭和40年に東京都が延滞金の減免制度を設けたことや、被保険者の生活状況等を勘案し、本区においては、徴収の実績はない。しかしながら、滞納に伴う方策として保険給付に係る制約があること、また、滞納対策の一元化による税と合わせた納付相談、あるいは、保険料に係る財産調査及び差押え等の強制徴収により、納付能力に係る実態を把握する中で、延滞金の徴収よりも、大元となる本体保険料自体の収納率向上、その徴収に注力する方が、より合理的であると判断した上で、実態把握の記録は確認しつつ、条例の該当規定を運用してきたものと考えている。

なお、保険料の計算においては、被保険者に係る前年の所得等に基づくものとされており、当該年度に入ってから所得の急減に伴う状況変化に伴い、納付に支障を生じる場合があることから、丁寧に把握して納付相談等を行う必要がある。

以上から、保険料の場合、保険給付に係る制約が制度上あるとともに、実施実績もある、また、所得の時点と納付の時点の差による状況変化も踏まえ、保険料納付に係る滞納を防止し縮小する取組を実施しており、対策をせずして、延滞金の徴収を怠ってきたというものではない。

#### オ 延滞金の想定金額と収入未済額全体との関係

仮に、該当の年度における滞納繰越分の収入額及び対象件数に基づく1件あたりの滞納額を用いて、滞納期間（納期限の翌日から滞納額を全額納付するまでの期間）を1年間と仮定して延滞金を試算すると、令和3年度では、1件あたりの滞納額は14,731円であり、当該滞納額に係る延滞金は1,050円、百円未満は切り捨てであるため、1,000円となる。同様に、令和2年

度では、1件あたりの滞納額は14,233円であり、延滞金は1,028円、百円未満切り捨てで1,000円となる。

このように、1件あたりの滞納額の実数をもとに仮に想定した延滞金の計算は、1割にも満たない例も平均的にあるものと認識している。こうした仮の想定を踏まえても、まずは、滞納債権が生じないこと、生じた場合であってもその期間を短くすることが、被保険者に係る給付制限に至らない取組となることから、滞納債権に係る早期の解消を最優先課題で取り組んでいるものであり、対策をせずして、延滞金の徴収を怠ってきたというものではない。

#### カ 関係規定である条例と規則に係る運用

保険料の徴収に係る各種の規定は国民健康保険法等で明確になっているものと考えているが、延滞金の徴収については、概括的に徴収の規定を指定した法令を適用するもの、あるいは、自治体の条例に基づくものとしている。これを受けて、目黒区国民健康保険条例及び目黒区国民健康保険に関する規則では、保険料の滞納に伴う延滞金の徴収及び減免の規定が定められている。

実務上で行うこととなる延滞金の計算は、滞納債権に係る納付を受けた後、延滞期間の日数を確定することができ、その上で初めて行えるものであることから、システム上の処理や管理を含めて、人員体制や所要経費の計上について対応していく必要がある。また、確定後の納付書の発行と送付、送付後の納付相談、あるいは財産調査、差押え等の強制執行を行うものとした場合、これらに投入する人的経費等を想定した場合、延滞金を確定させる基礎となる滞納債権の回収額との比較衡量を行うことは、やむを得ない。

仮に示した例のとおり、1件あたりの延滞金は、滞納額の1割にも満たない例も多いと想定され、延滞金のみ徴収に要する費用とその効果を勘案すると、先の最高裁判決（不作為の違法確認等請求事件、最高裁判所第二小法廷平成12年（行ヒ）第246号、平成16年4月23日判決）に照らした判断として、否定されるものではない。

#### キ 今後の見直し

なお、当該判決は、保険料に関するものではないが、地方公共団体が有する債権の管理について、「原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量権はない。しかしながら、地方公共団体の長は、債権で履行期間後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たない」と認められるとき」に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立をしないことができるものとされている（地方自治法施行令171条の5第3号）」を引いた上で、「本件について、「債権金額が少額で、



取立てに要する費用に満たない」と認めたことを違法であるということとはできない」としたものである。

その上で、延滞金の徴収や減免に関して定めた区の条例及び規則については、個々の判断によるものと言えること、減免の手続きも同様であることから、この点についても、この手続き等に要する人員体制やそれに伴う所要経費を含めた上での見直し策の考慮は必要であると認識している。

税と保険料の滞納債権の解消の方策に関しては、組織的な一元化のもとで、保険料に係る延滞金までの納付能力があると判断できる例も考えられる。いずれにせよ、かかる費用と徴収額との比較衡量は、徴収金の先取特権での保険料の順位を含めて、必要である。

### 第3 監査結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 滞納対策事務の一元化の取組に係る主な経緯について

###### ア 平成24～25年度

- ① 行財政改革推進本部（「行革本部」）専門部会の一つとして滞納対策検討部会、下部組織として作業部会設置
- ② 税務課（滞納対策担当課長）に債権回収対策担当係長を設置
- ③ 滞納対策事務の一元化に向けた課題整理（スケジュール、法令関係、個人情報保護審議会、債権の種類、債権別の課題）
- ④ 実施自治体の取組状況調査

###### イ 平成26年度

- ① 一元化に向けた取組（方針決定、条例等各種規定整備、組織改正等）

###### ウ 平成27年度

- ① 滞納対策事務の一元化組織を設置（当初の一元化）  
税務課（滞納対策担当課長）において、債権回収対策担当係長を廃止し、債権回収係、債権回収支援担当係長を設置。国保年金課において、徴収整理担当係長を廃止
- ② 強制徴収債権（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、介護保険料）、及び非強制徴収債権（福祉資金等）の困難案件の移管を開始
- ③ 非強制・私債権回収に向けた取組の強化（研修を実施：5回）
- ④ 包括的一元化の時期・手法の検討

###### エ 平成28年度

- ① 部分的一元化の実施  
4月に、国民健康保険料の困難案件を滞納対策課に移管し、一元管理・

徴収を開始

オ 平成29年度

① 部分的一元化の拡大

4月に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の全案件の徴収事務を滞納対策課で開始。税務課（滞納対策担当課長）において、徴収第三係設置  
国保年金課において、納付相談係廃止

カ 令和2年度

① 税務課（滞納対策担当課長）の組織改正実施、徴収第四係設置

② 財産調査システムの試行導入

③ 自動架電システムの導入

キ 令和3年度

滞納対策部会を廃止

ク 債権管理適正化委員会について

目黒区債権の管理に関する条例施行規則（平成20年12月目黒区規則第88号）第5条第1項の規定に基づき、区の債権の管理について調査、検討等を行うため設置

(2) 国民健康保険料の延滞金徴収等に関わる関係法令について

ア 国民健康保険法第79条の2

市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

イ 地方自治法第231条の3第1項

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

ウ 地方自治法第231条の3第2項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

エ 地方自治法第231条の3第3項

普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第1項において「分担金等」という。）につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金

の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

オ 目黒区国民健康保険条例第22条第1項

普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限（次条の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。）後にその保険料を納付する場合においては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときはその端数金額又は全額を切り捨てる。

カ 目黒区国民健康保険条例第22条第2項

前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

キ 目黒区国民健康保険条例第22条第3項

区長は、普通徴収に係る保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減免することができる。

ク 目黒区国民健康保険条例付則第2条

当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

ケ 目黒区国民健康保険に関する規則第21条第1項

条例第22条第3項のやむを得ない理由とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害により保険料を納付することができない事情があるとき。
- (2) 納付義務者が死亡し、又は法令により身体を拘束された場合において、保険料を納付することができない事情があるとき。

(3) 納付義務者が保険料の納入通知書の送達の実事を知ることができなかつたことについて、正当な理由があるとき。

(4) 保険料の賦課につき誤りがあり、調査中であるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

コ 目黒区国民健康保険に関する規則第21条第2項

条例第22条第3項の規定により延滞金額の減額又は免除を受けようとする者は、その理由を証する書類を添えて、区長に申請しなければならない。

サ 目黒区国民健康保険に関する規則第21条第3項

区長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

(3) 国民健康保険料（以下「保険料」という。）の滞納に伴う延滞金及び収入未済を防ぐための制度上のとりうる対策について

区の国民健康保険事業は、制度発足以来、地域の医療保険の中核を担う制度として、区民の方々の健康保持と医療の確保に寄与してきており、平成30年度からは、国民皆保険を堅持しつつ、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保の運営を担うという、新たな国保制度が実施され、区では、引き続き保険料の賦課・徴収、資格管理、保険給付など、きめ細かなサービスを行っている。

保険料の滞納に関しては、区発行の「国保のしおり（令和4年度版）」で、保険料を納期限内に納められなかった場合、督促や催告を行うほか、電話や訪問を行うことがあること、また、納期限の翌日から遅延した日数に応じて、延滞金が発生し、納期限後の期間に応じた割合があること、さらに、資力があるにもかかわらず保険料を滞納すると、財産を差押え、換価等により滞納保険料に充てることがあると明記されている。

保険料の滞納が続いた場合、法令に基づいて行うことがある対策として、一般の被保険者証よりも有効期限の短い短期被保険者証（短期証）の交付、さらに滞納が続いている場合、被保険者証に代えて、被保険者資格証明書（資格証明書）の交付がある。また、国民健康保険限度額認定証の不交付や保険給付の一時差止めについても「国保のしおり」に明記されており、これらについては行った実績もある。

保険料が納期限までに納付がなされず滞納となった場合には、延滞金の徴収のほか様々な対策がある中で、監査対象部局では、滞納者の納付相談に応じ、その一方では、滞納債権の早期解消に向けて、税と保険料の徴収について一元的な取組を行うことで、被保険者の保険給付に係る制約の要件を減少させ、健康

保持に資するよう注力しており、このため、慢性的な疾患や通院が想定される65歳以上の高齢者については、短期証及び資格証明書の発行は除外対象の判断をしている。

(4) 保険料の現年度賦課分（以下「現年度分」という。）と滞納繰越分に係る収納状況について

令和3年度の現年度分の収納率は93.46%で23区平均よりも3.3ポイントほど、滞納繰越分の収納率は45.73%で23区平均よりも18ポイントほど高い。令和2年度の現年度分の収納率は91.78%で23区平均よりも3ポイントほど、滞納繰越分の収納率は43.85%で23区平均よりも17.2ポイントほど高く、現年度分及び滞納繰越分の収納状況は、23区の中でも上位に属している。また、保険料の納付の利便性向上を図るために実施している口座振替の推進やコンビニエンスストアでの納付のほか、クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォンアプリの活用など、キャッシュレスでの納付を可能とする取組を進めており、さらに、滞納対策の一元化による組織的な取組として、納付相談はもとより、財産調査や差押え等の強制徴収を積極的に行い、税と保険料に係る滞納債権の回収を積極的に図っている。令和3年度の収入未済額は、現年度分と滞納繰越分を合わせて1,177,433,678円であるが、調定額と比較すると、12.5%程度となる。

(5) 滞納対策の状況、延滞金の取扱い等に関する他自治体の状況について

滞納債権となった場合に、滞納対策として実施した強制徴収等の件数では、令和3年度で、差押え1,662件、令和2年度で、差押え616件であり、こうした対策を実施しながら、収入未済縮減に努めている。

ところで、滞納が生じた後の延滞金については、23区の中で、次のような沿革があったとされている。昭和34年3月23日付け東京都民生局長通知により「特別区国民健康保険条例準則等について」が示され、そのもとで目黒区国民健康保険条例を制定したが、その中に延滞金の規定が含まれていたこと、その後、昭和40年2月6日付け東京都民生局長通知「特別区国民健康保険条例の一部改正等について」において延滞金の減免規定が示され、区も改正を行っている。減免規定の整備を受けて、当時は23区の中で徴収しない区が増えてきたという経過があるとされている。

23区においては、現時点で延滞金を徴収しているのは14区であり、国民健康保険制度の改正がなされた平成30年度や、個々の区の保険料システムの更改などを契機として、保険料の滞納に伴う延滞金徴収に転換する区があった。本区においても、調査研究はしてきていたものの、令和2年から生じた新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減が生じた被保険者への保険料の減免等

に優先対応することに注力してきており、本区においては延滞金の徴収実績はない。

(6) 保険料の滞納に伴う各種の方策の実施状況について

保険料での滞納に伴う方策として、保険給付に係る制約関係のものでは、短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付、保険給付の一時差止めの実績があり、令和2年度は、短期被保険者証の交付が276世帯、被保険者資格証明書の交付が276世帯、保険給付の一時差止めが65件であった。

また、令和3年度は、短期被保険者証の交付が537世帯、被保険者資格証明書の交付が144世帯、保険給付の一時差止めが59件であった。

なお、保険料は、被保険者に係る前年の所得等に基づくものであり、当該年度に入ってから所得の急減などの状況変化に伴い、納付に支障を生じる場合があることから、監査対象部局は丁寧に納付相談等を行う必要があるとの認識を示している。

(7) 延滞金の想定金額と収入未済額全体との関係について

監査対象部局が該当の年度における滞納繰越分の収入額及び対象件数に基づく1件当たりの滞納額を用いて、滞納期間（納期限の翌日から滞納額を全額納付するまでの期間）を1年間と仮定して延滞金を試算したところ、令和3年度では、1件当たりの滞納額は14,731円で、当該滞納額に係る延滞金は1,000円となった。また、令和2年度では、1件当たりの滞納額は14,233円で、当該滞納額に対する延滞金は1,000円となり、保険料の滞納債権に対して1割に満たない試算となった。

(8) 関係規定である条例と規則に係る運用について

保険料の延滞金については、国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3第1項から第3項の規定を受けて、目黒区国民健康保険条例（以下「区条例」という。）及び目黒区国民健康保険に関する規則（以下「区規則」という。）により、保険料の滞納に伴う延滞金の徴収及び減免の規定が定められている。

実務上で行うこととなる延滞金の計算は、滞納債権に係る納付を受けた後、延滞期間の日数を確定することができ、その上で初めて行えるものである。

監査対象部局は、滞納対策の一元化による税と合わせた納付相談、あるいは、保険料に係る財産調査及び差押え等の強制徴収により、納付能力に係る実態を把握する中で、延滞金の徴収よりも、保険料自体の収納率向上、その徴収に注力する方が、より合理的であると判断した上で、実態把握の記録は確認しつつ、区条例第22条第3項の「納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額

を減免することができる。」という規定を運用していると主張している。

また、監査対象部局の仮の試算では、1件当たりの延滞金は、滞納額の1割にも満たない例も多いと想定され、延滞金のみ徴収に要する費用とその効果を勘案すると、先の最高裁判決（不作為の違法確認等請求事件、最高裁判所第二小法廷平成12年（行ヒ）第246号、平成16年4月23日判決）に照らした判断として、保険料の例ではないが、否定されるものではないと主張している。

#### (9) 今後の見直しについて

監査対象部局は、延滞金の徴収や減免に関して定めた区の条例及び規則については、個々の判断によるものと言えることから、手続き等に要する人員体制やそれに伴う所要経費を含めた上での見直し策の考慮は必要であるとの認識を示している。

## 2 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象部局に対する説明聴取、関係書類の調査に基づき、本件請求は、違法な行為に基づく怠る事実とそれに基づく損害があるとは認められないことから、損害の補填に係る部分は棄却する。ただし、国民健康保険料の滞納に伴う延滞金については、目黒区国民健康保険条例第22条及び目黒区国民健康保険に関する規則第21条の規定に基づく手続きについて、令和5年7月31日までに必要な措置を講ずることを勧告する。

## 3 判断の理由

### (1) 保険料の滞納に伴う延滞金を徴収していないことに伴う区の損害について

保険料の徴収事務は、賦課決定の後、納付者等に対し納付書を送付することから始まり、その後、納期限内に納付しない者に対し督促状を送付する。

滞納対策課は、督促状の送付後も納付がない場合は、催告を実施し、また、納付相談に応じながら納付を促している。それでも納付がない場合、財産調査等の納付能力調査を実施し、滞納処分に着手する。滞納処分として差押えに着手した際に、滞納者との納付交渉において納付誓約をする等、滞納者に納付する意思が認められる場合、差押えを行わない場合もある。差押えを実施した場合、差し押さえた財産の公売等をもって滞納の住民税あるいは保険料に充当することにより、一連の未納債権に係る徴収事務が完了する。

保険料に係る現年度分及び滞納繰越分に係る徴収実績については、監査対象部局による説明及び関係資料から、次の事実が判明している。

保険料の収納率について、令和3年度では、現年度分で93.46%、滞納繰越分で45.73%、令和2年度でも同水準であり、いずれの収納率について

も、23区中上位の実績である。これは、納付の利便性向上を図ることとともに、滞納債権となった場合には、税と一体的に把握し、回収に向けた進行管理を行う中で、納付相談に基づく計画的な納付の働きかけや財産調査と差押えなどの強制徴収も必要に応じて行うなど、限られた職員配置の中で、注力すべき点を明確にした取組の成果と考えられるとの監査対象部局の主張は、収納率を見ても理解できるところである。徴収事務に係る取組として納付に係る利便性の向上策として、国保年金課では納付方法を様々に整備し、納期限内納付の環境整備に注力しており、このことが滞納繰越に至ることを防ぎ、収入未済の減少につながっていると言える。

保険料の収納率は、監査対象部局の努力により、近年大幅に上昇しており、こうした収納率向上の取組実績により、東京都から交付される特別交付金は、平成30年度は2千5百万円余であったが、令和3年度は1億3千万余となり大幅に増加している。

また、滞納繰越分の収入額及び対象件数に基づく1件当たりの滞納額を用いて、滞納期間を1年間と仮定した延滞金の試算では、令和2年度及び3年度とも延滞金額は1,000円となった。この金額は、仮計算のもととなった1件当たりの滞納金額の1割に満たない額となっている。

この延滞金を徴収するため、納付書を送付し、納期限内に納付されない場合は、督促や催告を実施し、さらに納付がない場合は滞納処分に着手するというように、保険料と同様の手続きを行うこととなる。税と保険料の滞納債権を一元的に管理する過程で、財産や収入の状況などを適宜に把握しており、税については、徴収金の先取特権の順位が保険料よりも上位であることから、納付され、あるいは強制徴収した金額については、税の延滞金への充当も含めた検討を行った上で、滞納した保険料に充てられている。保険料未納に伴う延滞金を納付できる余力については、監査対象部局もあると判断できる例も考えられるとしているが、徴収金の先取特権の順位や、納付能力を実態として確認する中で、延滞金を徴収できない事例もあるものと考えられる。

こうしたことから、監査対象部局において、滞納債権が生じないこと、生じた場合であってもその期間を短くし、被保険者に係る給付制限に至らないよう、納付の利便性の向上及び滞納債権に係る早期の解消を最優先課題で取り組んでいることには一定の合理性が認められる。保険料の徴収に向けて未納者の財産や収入等の経済状況を把握し、保険料の納付状況を確認するなど、相応の取組を行ったうえで、延滞金を徴収しないことについて確認を行っている状況に照らせば、延滞金の徴収を違法若しくは不当に怠り、区に対する損害が生じているということとはできない。



なお、不作為の違法確認等請求事件に関する最高裁判所判決（平成16年4月23日判決）は、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定を踏まえてのものであり、保険料及びその延滞金については、債権管理を行う上で、費用対効果の観点からは参考とすることができると考えられる。

(2) 各納期限後の未納の保険料を納付した後の延滞金減免の適法性について

国民健康保険法第79条の2では、「保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。」と規定されている。また、地方自治法第231条の3第1項から第3項では、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しないものがあるときは、普通地方公共団体の長は督促しなければならないこと、督促をした場合は条例の定めるところにより延滞金を徴収することができること、また、延滞金については地方税の滞納処分の例により処分することができることが規定されている。

これを受けて、区条例第22条第1項では、納付義務者は、納期限後に保険料を納付する場合は延滞金額を加算して納付しなければならないこと、同条第3項では、区長はやむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金額を減免することができること、また、区規則第21条では、やむを得ない理由及び減免の申請並びに審査等について規定している。

延滞金は、納期限内に保険料を納付した納付者との公平性を保つために課されるものであり、本来の望ましい納期限内納付を促すとともに、保険料滞納を抑止する効果があると解されるから、延滞金徴収の対象となる納付者は納付能力が十分にありながら納期限内に納付しない納付者をその対象としていると解される。

さらに、滞納により保険給付に係る制約の方策もあることから、納期限納付への誘引としては、延滞金が唯一のものではなく、短期被保険者証（短期証）及び被保険者資格証明書（資格証明書）の交付、あるいは、国民健康保険限度額適用認定証の不交付、保険給付の一時差止めがあり、本区ではその実績もある。

地方自治法第231条の3第2項では、延滞金を徴収できると規定しており、これを受けた区条例第22条では、滞納した保険料とともに延滞金額を加算して納付しなければならないとした上で、やむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金額を減免することができるとしている。これは、納期限内に保険料を納付できない事情のある納付者から必ず延滞金を徴収することを要求するものではないことを認めた規定であると解され、納付者の財産及び収入の状況から、納付能力が必ずしも十分でないことを認めた納付者に対し、延滞金を減免することまで禁止しているものではないと解される。

各納期限後の未納の保険料が納付された後の延滞金減免の行為は、滞納対策

の一元化に基づく取組により、税と保険料に係る各滞納債権の解消に向けた納付相談、財産調査あるいは差押え等の強制徴収も行う中で、滞納者の財産及び収入の状況等を把握している滞納対策課職員の職務権限の範囲内に属すると解される。また、滞納対策課は、財産や収入の状況などに基づく納付計画を納付者から得ることもしており、実施の過程等は滞納管理に係るシステムにおいて記録し、適宜に状況把握をしている中で、税については、徴収金の先取特権の順位が保険料よりも上位であり、納付され、あるいは強制徴収した金額については、税の延滞金への充当も含めた検討を行った上で、滞納した保険料に充てることから、保険料未納に伴う延滞金を納付できる余力については実態として確認されているものと解される。

以上のことから、区条例第22条第3項の延滞金を減免することができるという規定を適用して、延滞金を徴収していないことについては、違法と認めることはできない。

### (3) 決裁行為等の延滞金減免手続きについて

監査対象部局は、利便性向上による期限内納付の向上をはじめ、滞納になった場合の早期解消に向けた納付相談や強制徴収を含めた取組が被保険者にとっての有効策であり、滞納債権が生じないこと、生じた場合であってもその期間を短くすることが、被保険者に係る給付制限に至らない取組となることから、滞納債権に係る早期の解消を最優先課題で取り組んでいると主張している。

また、滞納対策の一元化による税と合わせた納付相談、あるいは、保険料に係る財産調査及び差押え等の強制徴収により、納付能力に係る実態を把握する中で、延滞金の徴収よりも、保険料自体の収納率向上につながることも含めて、その徴収に注力する方が、より合理的であると判断した上で、実態把握の記録は確認しつつ、区条例第22条第3項の「納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の規定による延滞金額を減免することができる。」という規定を運用していると主張している。

区規則第21条は、区条例第22条第3項で定めている区長が延滞金額を減免できるという規定に関して、その理由や決定に係る手続きを定めたものである。税と保険料に係る滞納対策を一元管理する中で、税における延滞金の減免等についての決定は、滞納対策課職員の減免判断が恣意的とならないために、地方税法第15条の9が規定する延滞金の免除要件等を参考にして、目黒区特別区税条例施行規則第36条から第39条の規定に基づき、滞納対策課長が決裁している。一方、保険料に係る延滞金についての決裁は行われていない。保険料の延滞金に係る沿革や滞納の際にとられる制約的な制度もあること、滞納に

ならない多様な収納確保の取組、納付相談や財産調査等により納付能力を実態的に把握している中であっても、減免に関して個々の決定を省略することは許されない。

よって、保険料の延滞金の減免に関する滞納対策課職員の適正な職務執行とその透明性を確保するため、滞納対策課長は個々の事例ごとの決裁を行う必要がある。従って、現在、個々の事例に係る決裁を経っていない延滞金減免事務は、事務手続き上は適正を欠くものと判断せざるを得ない。

しかし、滞納対策課の職員により、23区の沿革に基づく延滞金に係る判断がされてきた中で、滞納管理に係るシステムを利用し、客観的な資料や納付相談の記録を確認して延滞金減免の判断が実態的に裏付けられる形でなされており、そこには滞納対策課職員による恣意的又は濫用的な延滞金減免事務が行われていないと認められることから、滞納対策課長による個々の事例に関する決裁行為がないことのみをもって延滞金減免の行為が、直ちに違法若しくは不当と認めることはできない。

以上から、滞納対策課職員による権限を濫用又は逸脱した延滞金減免の行為が存在した事実を認めることができないため、違法若しくは不当な職務執行、又は職員の怠る事実が存在したと認めることはできない。

#### (4) 区条例及び区規則に基づく延滞金の賦課及び徴収並びに減免に係る事務の実施について

保険料については、23区の沿革がある中で、本区においては各種の滞納に伴う対策を行い収入未済の縮減に努めてきているが、延滞金についての徴収実績はない。限られた人員の中で、広範な滞納対策に係る施策を行うためには、当然、注力すべき取組があることも事実である。しかし、本区においては、税と保険料に係る滞納債権の回収を一元的に行う取組を行う中で、滞納者等の財産等に係る状況把握に基づく納付能力の見極めは総合的にできるようになっているものと考えられる。保険料は、徴収金の先取特権の順位が税より劣るものの、納付能力と納付の意欲を見極めた上で、納付の見込みがあれば、延滞金を含めるのは当然であり、納付の見込みがないと基準に照らして判断されれば、区規則に定める延滞金の減免に係る手続きを行う必要がある。

以上の点から、請求人の本件監査請求は、判断のとおり一部を棄却するとともに、他について勧告する。

#### 4 意見・要望

保険料の徴収に関しては、保険料の滞納に伴ってなされうる保険給付の制約に進むことがないよう納期内納付に資する方策として、国保年金課では納付方法の多様化に取り組んでおり、また、滞納対策課では納付相談、財産調査などの滞納者の状況把握と必要な差押え等の強制徴収により、可能な限り短期間で保険料の納付に至ることで、延滞金が生じることを防ぎ、あるいは少額で済むものとなるよう滞納債権の早期解消に努め、高い収納率を確保していることは評価できるものである。

しかし、税と保険料に係る滞納債権の回収に係る過程で、滞納者の状況を全体的に把握できているのであれば、保険料において滞納期間に応じて生じた延滞金についても、納付能力を個々に判断し、区条例及び区規則に基づく事務処理を行い、その妥当性を高めるべきである。区条例及び区規則に基づく事務処理を行うに当たっては、人員体制や実施に伴う経費などの状況を踏まえたうえで、適切な方策を検討されたい。

以 上